

## I 新型コロナの民営化への影響

- ・新型コロナは全世界に大きな影響を与えているが、我が国の電力・ガスシステム改革が逆行することではなく、令和4年4月には導管と小売部門の分離のための措置が行われる
- ・新型コロナにより、短中期的には生産活動縮小などの需要減による販売量減少が引き起こされ、収益の圧迫要因になるが、天然ガスは当面エネルギー需要の供給源としての役割大きく、相対的には安定的
- ・事業者として、生活様式・働き方の変化や企業のデジタル化推進、ひいては社会構造の変革などが急速に進むため、ガス供給にとどまらない新たな事業展開の必要性が増している
- ・こうした環境変化に迅速に対応しながら、お客さまに安定的にガスを供給し、より良いサービスを提供し続けるためにも、公営事業者より機動的かつ柔軟な運営が可能な民間事業者に経営を委ねるべきであり、ガス事業民営化を遅れることなく前に進めることが必要

## II 公募にあたっての要件

### 1 応募者・応募資格

- ・応募者は、単独企業またはグループで、グループの場合、事業継承会社に出資する法人である「構成員」、その中で手続等を代表して行う法人である「代表構成員」、構成員に該当しないが、応募者が行う事業提案の実現のために重要な機能を担う法人である「協力企業」から成る
- ・一つの応募グループに参加する企業又はその関係会社は、他の応募グループへの参加はできない
- ・構成員のいずれかがガス事業法に基づく一般又は特定ガス導管事業者であることを要件とする
- ・応募者は、定める期日までに資格審査申請書を提出することとし、その後の構成者の変更は認めない

### 2 事業継承手法

- ・仙台市は、事業継承会社への出資を行わないが、円滑な事業継承を支援するため、新たに財団法人を設立し、事業継承会社から業務の一部を受託する
- ・財団法人による業務受託期間は原則5年以内とする
- ・財団法人には市からの職員派遣に加え、事業継承会社からの出向を受け入れることも想定される
- ・財団法人の運営は、原則事業継承会社からの業務委託料をもって行う

- ・その他円滑な引継ぎのために必要な措置等について、公募の過程で、応募者と仙台市との間で協議を行うこととする

### 3 必須要件（遵守されるべき事項）

- ・事業継承会社は、現在仙台市ガス局の諸規程等を基本として、有資格者の配置も含め、本事業に必要な保安水準を確保する
- ・ガス料金は、原料費調整制度による価格変動や事業継承会社の責に帰することができない事由による場合を除き、事業譲渡後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないものとする
- ・事業継承会社は、本社を仙台市内に新たに設置する
- ・事業継承会社は、提案内容の遵守状況や譲渡契約内容が確実に履行されているか仙台市が確認できるよう、事業譲渡後5年間、毎事業年度仙台市に対し報告を行う
- ・事業継承会社は、事業譲渡後5年間、原則として、①第三者との合併、会社分割、事業譲渡、②株主構成等の変更、③継承した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡等、を行ってはならないこととする

### 4 事業継承会社に期待する事項

- ・事業継承会社は、仙台圏域のガスユーザーが小売り全面自由化の恩恵を享受し、暮らしの質の向上が図られるよう、サービスの多様化や質の維持向上に積極的に努める
- ・地元の関係事業者等との連携を引き続き図るとともに、サービスの多様化にあたって取引機会の拡大に努める
- ・若者も含めた人材を地元から継続的に雇用するなど、新たな雇用の創出に努める
- ・地域に根差した企業活動を行い、地域社会の持続的な発展に貢献するとともに、仙台圏域ひいては東北の経済発展や活性化を牽引する

### 5 謙譲対象資産等・謙譲価格

- ・現金・預金等や事業に利用されない土地等として除外される一部の資産を除き、原則としてすべての事業用資産を謙譲対象とする
- ・簡易ガス事業に係る資産については、別途整理することとし、謙譲対象には含めない
- ・謙譲時点で有効なガス局が保有する事業に関する契約等の権利義務については、原則として事業継承会社がそのまま引き継ぐ
- ・最低謙譲価格は、様々な手法による企業価値評価の結果や今後の新たな事業展開で期待される価値を総合的に検討の上設定する（金額は精査中）

## 6 評価方法

提案審査における評価項目、評価内容及び配点は以下のとおりである。

評価項目	評価内容	配点
全体事業方針	<ul style="list-style-type: none"><li>提案の基本コンセプト</li><li>事業継続の確実性</li><li>社会貢献への取組</li></ul>	40 点
安全・安心な安定供給体制及び保安体制	<ul style="list-style-type: none"><li>安定供給・保安体制の考え方</li><li>原料調達の考え方</li></ul>	40 点
市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"><li>サービス水準の維持・向上</li><li>ガス料金の考え方</li></ul>	30 点
地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"><li>地域経済への貢献</li><li>地元事業者との連携</li><li>地元雇用への取り組み</li></ul>	30 点
譲渡価格	<ul style="list-style-type: none"><li>譲渡価格</li></ul>	60 点
		60 点

## 7 スケジュール

今後最速で9月に公募を開始する場合の想定スケジュールは以下のとおりである。

なお、公募開始時期によってスケジュールは後ずれする。

2年度	9月上旬	公募開始
	9月～10月	情報開示及び質疑回答
	10月末	資格審査申請書の受付締切
	11月～2月	追加情報開示及び質疑回答、協議
	3月	提案審査書類の受付締切
3年度	5月	優先交渉権者決定
	6月	基本協定締結
4年度		事業譲渡